

気象（暴風を含む警報、特別警報）

- 1 午前 7 時の時点で滋賀県内に「暴風を含む警報」もしくは大津市南部に「特別警報」が発令されている場合は、臨時休業とします。
- 2 午前 7 時以降の登校後に上記地域に確実に「暴風雨を含む警報」又は「特別警報」の発表が見込まれる場合は、臨時休業とする場合があります。
- 3 その他の警報（大雨、洪水、大雪警報等）が上記の地域に発令されているときは、原則として登校となりますが、気象情報や報道、学校からの tetoru 等にご注意ください。
- 4 「特別警報」「暴風を含む警報」が午前 7 時までに解除された場合は、通常の時間に安全に注意して登校させてください。

※上記 3 や 4 については、登校時の危険が予想される場合、自宅待機や始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがあります。その場合は、tetoru 等でお知らせします。

- 5 児童の登校後に「暴風雨を含む警報」「特別警報」が発令された場合は、臨時下校の措置や引き渡し下校の措置をとることがあります。警報発令の可能性がある場合は、確実に連絡が取れますよう、お心づもりをお願いします。給食を食べずに下校することもあります。いずれも、tetoru 等でお知らせします。
- 6 午前 7 時前後の時間帯に上記の地域に「特別警報」「暴風雨を含む警報」が発表されていない状態でも気象条件により臨時休業となることがあります。その場合は、tetoru 等でお知らせします。

地震

- 1 前日の児童の下校時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度 5 弱以上を観測した場合は、原則としてその日は臨時休業とします。ただし、状況により、平常通り授業を行う場合もあります。いずれの場合も tetoru 等でお知らせします。

武力攻撃事態等

- 1 前日の児童の下校時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市から市民に武力攻撃事態等による警報の伝達があった場合は、その日は原則として臨時休業になります。ただし、状況により臨時休業にならないこともあります。いずれの場合も tetoru 等でお知らせします。

熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業になります。

※この措置は、今後も引き続き適用されます。非常変災時において、その都度、改めて通知はしません。

※非常変災時に保護者が仕事などで家におられない場合の対応など十分に話し合っておいてください。